

個人住民税の特別徴収にご協力ください！

外国人を雇用する
事業主の皆様へ

外国人従業員が退職・帰国するときは
個人住民税の一括徴収をお忘れなく！

従業員の退職等があった場合は、
必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。



従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、
一括徴収・納入をお願いします。

※ 6～12月の間に退職等

従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※ 1～4月の間に退職等

従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入



従業員が日本から出国するまでに住民税を収めることができない
場合、必ず納税管理人の届けを出すようお願いください。

※ 納税管理人は出国する前に日本に居住する方の中から定め、市区町村に届け出る必要があります。

特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、
簡単・便利な **エルタックス** *eLTAX* をぜひ御利用ください。

納入方法についてはこちらから



各種提出方法についてはこちらから



- 制度の概要について

<https://www.city.fukaya.saitamajp/kurashi/kurashi/zeikin/sikenminzei/1412832983570.html>

- お問い合わせ

深谷市役所市民税課市民税係特別徴収担当 TEL(048)ー571ー1211(代表)

